国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案新旧対照条文

目次

=	_	
復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)附則	巧事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)(附則第三条関係)

改正案	現行
(家庭裁判所調査官)	(家庭裁判所調査官)
第六十一条の二 ① (略)	第六十一条の二 ① (同上)
② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三	② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三
第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判(人事訴訟法第三	第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判(人事訴訟法第三
十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の	十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の
指定についての裁判(以下この項において「附帯処分等の裁判」と	指定についての裁判(以下この項において「附帯処分等の裁判」と
いう。)に限る。)並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必	いう。)に限る。)並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必
要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所	要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所
においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等	においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等
の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他他の法律において定	の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。
める事務を掌る。	

二 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)(附則第四条関係)

一五 事件についま 事件についま 事件についま	項上	別表第一(第三条、	手続規定する子の返還期定する子の返還	二 訴訟費用、和一 (略)	第十三条の二次に	(裁判所書記官が	
事件についての調停若しくは法第二百四十四条に規定する法第二百四十四条に規定する家事事件手続法別表第二に掲	欄	第四条関係)	手続規定する子の返還に関する事件の手続の費用規定する子の返還に関する事件の手続の費用実施に関する法律(平成二十四年法律第事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の	の規定を準用することとされる事件を含む。和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定に	「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官十一条第二項及び前二条の規定の適用に次に掲げる手続で裁判所書記官が行うも	裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)	改正案
千二百円	下欄		手続規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める実施に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二十九条に事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の	の規定を準用することとされる事件を含む。)、家和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非	- (各)れらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。れらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、こ十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用	関する特例)	未
		別					
一五 定する事件についての調停の 一五 では同法第二百四十四条に規 では同法第二百四十四条に規 では同法第二に掲	項 上 欄	別表第一(第三条、第四条関係)三・四 (同上)	は家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続	訟事件手続法の規定を準用することとさ二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件ー (同上)	第十三条の二(同上)	(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)	現行
千二百円	下欄		定める手続	規定を準用することとされる事件を含む。)若しく和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非		に関する特例)	1,1

															一六								
条約の	取の民	る申立て、	から第	第三十	する法	防止及	立て、	規定に	申立て	十五条	第二十	十九条	第二項	第十六	イ仲裁)	として参	定による	申立てマ	規定する	する法律	側面に関	国際的な
実施に関	取の民事上の側		四項まで	- 一号) 第	(律 (平成	び被害者	配偶者が	より裁判	、非訟東	第一項の	-三条第五	第四項、	へから第五	条第三項	法第十二		加する場	参加の申	はこれら	子の返還	-第三十1	する条約	分子の奪取
条約の実施に関する法律第	側面に関する	国際的な子の	から第四項までの規定によ	第三十一号)第十条第一項	する法律(平成十三年法律	防止及び被害者の保護に関	立て、配偶者からの暴力の	規定により裁判を求める申	申立て、非訟事件手続法の	十五条第一項の規定による	第二十三条第五項又は第三	十九条第四項、第二十条、	第二項から第五項まで、第	第十六条第三項、第十七条	仲裁法第十二条第二項、		として参加する場合に限る。	定による参加の申出(申立人	申立て又はこれらの法律の規	規定する子の返還申立事件の	する法律第三十二条第一項に	側面に関する条約の実施に関	国際的な子の奪取の民事上の
第	する	奪	によ	項	法 律	関	の	申	法の	る	第三	余、	第	七条	埋、		ඉ	人	規	作 の	惧に	に関	上の
															千円								
															円								
															六								
本レ	裁	る由	から	第三	する	防止	立て	規定	申立	十	第一	十	第一	第十	イ 曲						加する場合	参加の申出	申立て又は
しなる主	刊を求め	下立てそ	の第四頃	十一早	する法律	正及び被	、配偶	足により	立て、非	十五条第一	一十三条	条第四	一項から	-六条笋	E裁法第								又は同
一続が開	のる申立	の他の	はまでの	7)第十	(平成七	吸害者の	者から	裁判を	7訟事件	項の組	不第 五 頃	項、第	第五頃	空三項、	7十二冬						に限る。)	申立人	民法の担
本となる手続が開始される	裁判を求める申立てで、基	る申立てその他の裁判所の	から第四項までの規定によ	第三十一号)第十条第一項	(平成十三年法律	防止及び被害者の保護に関	立て、配偶者からの暴力の	規定により裁判を求める申	申立て、非訟事件手続法の	一項の規定による	第二十三条第五項又は第三	十九条第四項、第二十条、	第二項から第五項まで、第	第十六条第三項、第十七条	仲裁法第十二条第二項、						\smile	(申立人として参	同法の規定による
3	基	の	よ	項	律	関	の	申	の	る る	<u> </u>	八	第	条	· · ·							参	る る
															千円								

行の停止、開始若しくは		異議の申立て、これらの	所書記官の処分に対する	可を求める申立て、裁判	理人に選任することの許	弁護士でない者を手続代	代理人の選任の申立て、	よる忌避の申立て、特別	施に関する法律の規定に	の側面に関する条約の実	際的な子の奪取の民事上	(中) 非訟事件手続法又は	一七 イ(が (略)	口 (略)	立てを除く。)	この表の他の項に掲げる申	項の規定による申立て及び		るもの(第九条第一項若し	基本となる手続が開始され	の裁判を求める申立てで、	よる申立てその他の裁判所	百二十二条第一項の規定に
<u>は</u>	執	0	3	判	許	代		別	に	実	上	国	五百円			車	Ŭ	<u> </u>	Ĭ.	<u>n</u>	`	所	
													_										
求める申立て又は受命裁	の取消しを命ずる裁判を	命じ、若しくは執行処分	止、開始若しくは続行を	規定による強制執行の停	る異議の申立て、同法の	判所書記官の処分に対す	許可を求める申立て、裁	代理人に選任することの	、弁護士でない者を手続	別代理人の選任の申立て	による忌避の申立て、特	(ロ) 非訟事件手続法の規定	一七 イ(が (同上)	口 (同上)					てを除く。)	の表の他の項に掲げる申立	の規定による申立て及びこ	は第三項又は第十条第二項	もの(第九条第一項若しく
													五百円										

する条約の関語に関	取の民事上	的な子の奪	しくは国際	条第二項若	法第九十七	事事件手続	第二項、家	第七十七条	事件手続法	二項、非訟	三十七条第	訟法第三百	又は民事訴	一八 抗告の提起	ロ〜ト((ハ) (略)	議の申	裁判官	受命裁	裁判を	行処分	続行を命じ、
却下したもの		又は申出につ	掲げる申立て	(2) 一三の項に	対するもの	を含む。)に	裁判所の裁判	の裁判(抗告	立てについて	項に掲げる申	項又は一六の	、 一 五 の 二 の	項、一五の項	(1) — — — — — —	(略)		の申立て	裁判官の裁判に対する異	受命裁判官若しくは受託	裁判を求める申立て又は	行処分の取消しを命ずる	命じ、若しくは執
			額の一・五倍の額	一三の項により算出して得た									額の一・五倍の額	それぞれの申立ての手数料の								
<u></u>	の許可の申	による抗告	二項の規定	九十七条第	件手続法第	くは家事事	第二項若し	第七十七条	事件手続法	二項、非訟	三十七条第	訟法第三百	又は民事訴	一八 抗告の提起	ロ〜ト	(ハ) (同:				立て	の裁判	
立て 却下したもの	可の申		二項の規定 掲げる申立て	九十七条第 (2) 一三の項に	件手続法第 対するもの	くは家事事を含む。)に	第二項若し 裁判所の裁判	第七十七条の裁判(抗告	事件手続法 立てについて	二項、非訟 項に掲げる申	三十七条第 項又は一六の	訟法第三百 、一五の二の	又は民事訴項、一五の項		ロ〜ト (同上)					立て	の裁判に対する異議の申	判官若しくは受託裁判官

				3 °	を含むものとする。
			又はその例によるものとする規定による申立て	又はその例による	の規定を準用し、
	(同上)		てには、当該申立てについて	の表の各項の上欄に掲げる申立てに	この表の各項の
				る終局決定変更の申立て	る終局決定を
				第百十七条第一項の規定によ	第百十七条
				による再審の申立て又は同法	による再審
				法律第百十九条第一項の規定	法律第百十-
				に関する条約の実施に関する	に関する条件
	る再審の申立て			取の民事上の側面	的な子の奪取
	法第百三条第一項の規定によ			第百三条第一項若しくは国際	第百三条第
	三条第一項又は家事事件手続			家事事件手続法	三条第一項、
	一項、非訟事件手続法第八十			一項、非訟事件手続法第八十	一項、非訟
千五百円	九 民事訴訟法第三百四十九条第	_	千五百円	民事訴訟法第三百四十九条第	一九 民事訴訟法院
	で以外のもの			で以外のもの	
千円	(4) (1)から(3)ま		千円	(4) (1)から(3)ま	
	保全抗告			保全抗告	7
手数料の額の一・五倍の額	の規定による		手数料の額の一・五倍の額	の規定による	許可の申立
一一の二の項ロに掲げる申立	(3) 民事保全法		一一の二の項ロに掲げる申立	(3) 民事保全法	よる抗告の
	対するもの			対するもの	項の規定に
	を含む。)に			を含む。)に	十一条第二
	裁判所の裁判			裁判所の裁判	る法律第百
	を除き、抗告			を除き、抗告	実施に関す

三(復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)(附則第五条関係)

) = 88			
号) 号)	に関する法律(平関する条約の実施	の民事上の側面に国際的な子の奪取		
	第五条第一項	第一号第五条第一項	改	
	機 関		案	
	機関並びに復興庁	内閣府及び復興庁		
		会を表	新设)	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
			行	Ť